

津市在宅介護支援センター事業実施要綱

平成18年1月1日訓第104号

改正 平成18年6月14日訓第220号

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者及び要援護高齢者に係る状態となるおそれのある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）並びにこれらの介護をしている家族等の福祉の向上を図るため、在宅介護支援センターによる介護支援相談等に係る事業（以下「在宅介護支援センター事業」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護高齢者 おおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者をいう。
- (2) 在宅介護支援センター 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。

(対象者)

第3条 在宅介護支援センター事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する要援護高齢者等及びその家族等とする。

(在宅介護支援センター事業の内容)

第4条 在宅介護支援センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の要援護高齢者等の心身の状況又はその家族等の状況等の実態を把握するとともに、対象者の介護に関するニーズ等の評価を行うこと。
- (2) 対象者に関する基礎的事項、支援に係る計画の内容及び実施状況、サービスに係る意向並びに今後の課題等を記載した台帳を整備すること。
- (3) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (4) 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話、面接等により総合的に応じること。
- (5) 要援護高齢者等及びその家族等からの相談又は在宅介護相談協力員（以

下相談協力員」という。)からの連絡を受け、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導及び助言を行うこと。

(6) 保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行等の便宜を図る等、対象者の立場に立って保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。

(7) 相談協力員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員との日常的な連絡調整を行うこと。

(8) その他要援護高齢者等の介護及び介護予防の支援に関し市長が必要と認めること。

(委託)

第5条 在宅介護支援センター事業は、社会福祉法人等に委託してこれを行うものとする。

(経費の負担)

第6条 在宅介護支援センター事業に要する経費は、本市がこれを負担するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市在宅介護支援センター事業実施要綱（平成12年4月1日施行）、久居市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成12年久居市訓令第73号）、河芸町在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成12年河芸町要綱第1号）、芸濃町在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成12年芸濃町要綱第1号）、美里村在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成12年美里村告示第1号）、安濃町在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成8年安濃町要綱第4号）、香良洲町在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成12年5月1日制定）、一志町在宅介護支援センター運営事業実施規則（平成9年一志町規則第8号）、白山町在宅介護支援センター運営事業実施規則（平成12年白山町規則第5号）又は美杉村在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成10年美杉村要綱第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成１８年６月１４日訓第２２０号）
この訓は、平成１８年６月１５日から施行する。